

受付期間

令和6年9月25日（水）から10月1日（火）まで

松本市長 臥雲義尚

令和6年度 上高地新村橋上部工工事

質疑 番号	図面番号	設計内訳書 ページ番号	質 疑	回 答
1		入札公告 9	【特定建設工事共同企業体の構成員代表者の代表者以外の者が入札を行う場合の委任状の要否】 入札公告9.(2)に「代理人名で入札をする場合は、入札前までに委任状等を提出してください。」と記載がありますが、特定建設工事共同企業体の構成員代表者印を押印した入札書で入札を行う場合は、構成員代表者から入札担当者への委任状は不要であるという解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2		入札参加資格確認 申請書等記載要領 6	【委任状の要否】 特定建設工事共同企業体の構成員代表者が、代表構成員会社の代表者と同一人物である場合は、代表構成員会社の代表者から共同企業体の代表者への委任状は不要であるという解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
3		入札参加資格確認 申請書等記載要領 7	【使用印鑑届の要否】 特定建設工事共同企業体の構成員代表者が、代表者である会社の実印を用いて入札等を行う場合は使用印鑑届が不要であるという解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

回 答 書

受付期間

令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで
令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで
令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで
令和6年9月25日（水）から10月1日（火）まで

質問書は下記項目ごとに分けて記載の上、提出してください。	該当する質問事項に○をしてください。
入札手続きに関すること	
入札者の資格要件に関すること	○
総合評価落札方式の内容に関すること	
設計図書に関すること	

松本市長 臥 雲 義 尚

工事名 令和6年度 上高地新村橋上部工工事

質疑番号	図面番号	設計内訳書ページ番号	質 疑	回 答
1		入札公告 2.(2) 2.(3)	【監理技術者等の途中交代】 国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日改正）」の二二.(4)「監理技術者等の途中交代」には、②項に橋梁工事の工場から現地へ工事の現場が移行する時点で監理技術者等の途中交代を認める記述があります。 本工事も、工場製作時と現場施工時で別の技術者を配置する事を前提として入札参加申請が可能ですか。	本工事の施工に係る技術者については、国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日国総建第316号、以下「マニュアル」という。）の取扱いに準じます。 よって、マニュアルに記載のあるとおり、工場から現地へ工事の現場が移行する場合における技術者の交代については受発注者間の合意があれば可能とします。本工事において工場製作及び現場施工で別の技術者を配置する場合は、契約時に両方の技術者を発注者に通知してください。 また、総合評価の技術者要件における実績等の評価対象は現場施工の技術者となります。配置予定技術者一覧表（様式第4号）及び価格以外の評価点（企業・技術者の評価点）申請書には現場施工の技術者について記載してください。
2		入札公告 2.(2) 2.(3)	【工場製作時の配置技術者の専任について】 国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日改正）」の三.(2)「監理技術者の専任期間」には、③項に橋梁の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間は、工事現場への専任は要しない。と記述があります。 本工事も、工場製作のみが行われている期間は主任技術者等の専任を求めない事を前提として入札参加申請が可能ですか。	上記のとおりマニュアルの取扱いに準じるため、可能です。
3		入札公告 2.(2) 2.(3)	工場製作時の配置技術者は、申請の必要はありませんでしょうか。	申請は不要です。 質問1の回答をご参照ください。
4		入札公告 2.(2) 2.(3)	工場製作時の配置技術者は、工事製作過程において同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の技術者がこれらの製作を一括して管理することができるので、専任は必要なしと考えてよいでしょうか。	質問2の回答をご参照ください。
5		入札公告 2.(2) 2.(3)	本工事の申請時において提出する配置予定技術者は複数名の申請は可能でしょうか。	可能です。 ただし、その場合の総合評価の技術者要件における実績等の評価対象は、配点の合計点が最も低い配置予定技術者となります。
6		入札公告 2.(2) 2.(3)	現地施工を担当する配置予定技術者の専任開始時期はいつからでしょうか。	発注者としては、令和8年秋以降からの現場架設に係る配置予定技術者の専任（現場施工の着手）を想定しています。

回 答 書

受付期間

令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで

令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで

令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで

令和6年9月25日（水）から10月1日（火）まで

質問書は下記項目ごとに分けて記載の上、提出してください。	該当する質問事項に○をしてください。
入札手続きに関すること	
入札者の資格要件に関すること	
総合評価落札方式の内容に関すること	○
設計図書に関すること	

松本市長 臥雲 義尚

工事名

令和6年度 上高地新村橋上部工工事

質疑番号	図面番号	設計内訳書 ページ番号	質 疑	回 答
1		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	【配置技術者の工事実績として評価対象となる工事の期間】 4. (1)「評価項目及び配点等」の企業・技術者の評価点3「配置技術者の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人としての工事実績」として評価対象となる実績は、過去何年間に竣工した工事でしょうか。	過去15年（平成21年4月1日から公告日の前日まで）に竣工した工事を評価対象とします。
2		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	総合評価における配置技師の工事実績について、基準となる日は、入札要件と同様の平成21年4月1日から公告日の前日の認識でよろしいでしょうか。	過去15年（平成21年4月1日から公告日の前日まで）に竣工した工事を評価対象とします。
3		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	【配置技術者の工事実績として評価対象となる技術者】 4. (1)「評価項目及び配点等」の企業・技術者の評価点3「配置技術者の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人としての工事実績」として評価対象となるのは、現場に配置する技術者の施工経験であり、工場製作時の配置予定技術者の施工経験は評価の対象外であるという解釈でよろしいでしょうか。	現場架設時の施工実績が評価対象となります。そのため、工場製作時の配置予定技術者は評価対象外となります。
4		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	【配置技術者を複数名申請した場合の評価対象】 4. (1)「評価項目及び配点等」の企業・技術者の評価点3「配置技術者の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人としての工事実績」について、JVの1構成員から複数の配置予定技術者を申請した場合は、評価点の一番低い技術者がその構成員の評価点算定の対象となるという解釈でよろしいでしょうか。	JVの1構成員から、現場架設時に関する複数の配置予定技術者を申請した場合は、評価点の一番低い技術者が評価点算定の対象となります。
5		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	価格以外の評価点における評価項目のうち、配置技師の工事実績について、鋼橋上部工実績あり（トラッククレーン架設除く）→0.5点とありますが、横取り架設は加点対象となりますでしょうか。	ここでのいうトラッククレーン架設とは、桁下まで自走クレーンが進入できる場合の架設となります。横取り架設は送出し工法となるため、0.5点の加点対象と考えられます。（必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。）
6		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	【女性又は満40歳未満の技術者としての評価対象】 4. (1)「評価項目及び配点等」の企業・技術者の評価点4「配置予定技術者として女性又は満40歳未満の技術者の配置」の評価は、「配置技術者一覧表（様式第4号）に記載する本工事の主任（監理）技術者〔専任〕又は現場代理人として現場の施工に配置する技術者で評価すると解釈してよろしいでしょうか。	本項目に関しては、現場架設時の配置予定技術者を評価対象とします。（現場代理人は評価対象外です）
7		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (1)	【継続教育(CPD)の取組実績として評価対象となる期間】 4. (1)「評価項目及び配点等」の企業・技術者の評価点4「公告日が属する年度の前年度までの過去3年間に配置予定技術者が取得した各団体が発行する継続教育(CPD)の取組実績」として評価対象となるのは、令和3年4月1日から令和6年3月31日に受講・履修して取得した単位数の合計という事でよろしいでしょうか。それとも、前年度の期間を含む連続した過去3年間で取得した単位数の合計でしょうか。	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得した単位数の合計となります。
8		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (2). イ. (1)	【技術提案に対するヒアリングを受ける技術者】 総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4. (2). イ. (1) のdに 説明者は、松本市建設工事一般競争入札実施要綱第5条第4号で提出された特定JVの各構成員の配置予定技術者とする。と記載がありますが、配置予定技術者を複数名申請した場合は全員ヒアリングに出席させる必要がありますか。 また、配置予定技術者を1名出席させた場合は、必ずその技術者を現場に配置しなくてはならないという事でしょうか。	配置予定技術者を複数名申請した場合、現場架設時の配置予定技術者の出席は必須とします。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者（説明者）は、技術提案の評価対象となることから、必ず現場に配置をしてください。

回 答 書

受付期間

令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで
令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで
令和6年8月13日（火）から8月22日（木）まで
令和6年9月25日（水）から10月1日（火）まで

質問書は下記項目ごとに分けて記載の上、提出してください。	該当する質問事項に○をしてください。
入札手続きに関すること	
入札者の資格要件に関すること	
総合評価落札方式の内容に関すること	○
設計図書に関すること	

松本市長 臥 雲 義 尚

工事名 令和6年度 上高地新村橋上部工工事

質疑番号	図面番号	設計内訳書ページ番号	質 疑	回 答
9		総合評価落札方式（技術提案評価型）評価要領	総合評価落札方式（技術提案評価型）の評価要領において、2.(2).アに「評価は絶対評価により行う。」と記載があります。一方で、2.(4).アに「入札参加者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し、評価する」と相対評価と受け取れる記載があり、2.(2).アと矛盾があるように考えられます。どちらが正しい評価方法かご教示下さい。	評価は絶対評価により行います。
10		総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4.(2).イ.(ウ)	総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領において、4.(2).イ.(ウ)に「1つの評価項目につき、3件まで技術提案をすることができ」と記載がありますが、この1件についてご教示ください。例えばですが、4.(2).イ.(7)に記載のある「発注者が考える評価項目ごとの主な課題等」で示されている1つの課題に対する提案を1件と捉えて良いでしょうか。	総合評価落札方式（技術提案評価型）実施要領 4.(2).イ.(7)に記載した「発注者が考える評価項目ごとの主な課題等」はあくまで例示です。課題等の考え方や提案内容によっては、1つの技術提案で複数の課題を解決し得る場合も考えられます。
11		様式－技術提案－A4	【技術提案書の文字数の制限】 本様式の記入部分の枠内に1行当たりの文字数42と提案書の行数43の記載があり、文字の大きさ11ポイントで全角で記入すると枠内の文字数×行数で記入が可能です。 ポイント数の大きな文字を使用した場合、太字等の書体で記入した場合は、前述の文字数×行数での表記が困難となる事があります。その場合は1ページあたりの文字数 1,806文字 以内に提案書を作成すればよろしいでしょうか。それとも、1行あたりの文字数を42未満とするか、1ページあたりの行数を 43未満として記入するべきでしょうか。	1ページあたりの文字数が1,806文字以内となるように提案書を作成してください。
12		様式－技術提案－A4	【技術提案書の文字数の制限】 本様式の記入部分の枠内に1行当たりの文字数42と提案書の行数43の記載があり、文字の大きさ11ポイントで全角で記入すると枠内の文字数×行数で記入が可能です。 11ポイント半角文字を使用した場合も、半角1文字を提案書上で1文字とカウントし、1行当たりの文字数 42で記入すべきですか、それとも半角2文字が全角1文字分のスペースとなる場合は、1行当たりの文字数を全角 42文字分として記入する事は可能でしょうか。	半角文字も1文字としてカウントし、1ページあたりの文字数が1,806文字以内となるように提案書を作成してください。
13		様式－技術提案－A4	様式－技術提案-A4の枠内には行数を示す数字と1行あたりの文字数を示す数字が記載されていますが、この数字は目安であり、行数や1行あたりの文字数を制限するものではないと判断して良いでしょうか。また、枠外下欄に記載の留意事項に関する文言は提案作成時に省略しても良いでしょうか。	1ページあたりの文字数が1,806文字以内となるように提案書を作成してください。また、枠外欄に記載の留意事項に関する文言は提案作成時には省略可能です。
14		様式－技術提案－A3	様式－技術提案参考資料-A3の枠外下欄に記載の留意事項に関する文言は提案作成時に省略しても良いでしょうか。	枠外欄に記載の留意事項に関する文言は提案作成時には省略可能です。
15			(別紙-4)現場環境改善費 実施計画表に記載の内容を提案した場合、評価の対象外となるでしょうか。もしくは、実施計画表に記載の内容を提案した場合も評価の対象であり、受注した場合は、提案に記載した内容以外の項目を、現場環境改善費として計上できるという判断になるでしょうか。	現場環境改善費の実施計画表に記載のある項目を技術提案とした場合でも評価対象とします。なお、同技術提案の内容を現場環境改善費として実施できるかは、別途発注者との協議により決定します。
16			本工事の競争参加資格及び価格以外の評価点で対象となる工事実績は松本市を含む長野県や国土交通省などの行政機関及びNEXCO等道路会社の発注工事が対象の認識でよろしいでしょうか。	本工事の競争参加資格及び価格以外の評価点で対象となる工事実績は、国・県・市町村・公団・独立行政法人等の公共機関等（CORINS への登録等に関する規約第3条で定義された機関）から発注されたものを対象とします。
17	図面番号【57】 上部工架設要領図		【橋台手前に設置するベントの役割り】 上部工架設要領図の側面図のA1橋台とA2橋台の手前に設置するベント設備（緑色の線で記載）は、地組立の際に使用するものという事でしょうか。	設計図書等に関する質問となるため、改めて設計図書等に関する質問として提出してください。